

## 平成20年度 地域福祉（ともしび）推進助成金のご案内

この助成金は、「ともに生きる福祉社会づくり」をめざす「ともしび運動」の一環として、ボランティアや当事者などの市民団体が、幅広い人々との協働による開拓的・波及的な地域福祉活動を「ともしび基金」等の果実により、支援していくものです

### 1. 助成対象事業・対象経費・対象者の要件

平成20年度中（4月1日から3月31日）に実施する事業で、助成対象区分は次のとおりです。

対象事業	対象経費	対象者
<b>先駆的・モデル事業</b> ・地域社会での新たなニーズの解決や新たな仕組みの開発につながる事業 ・事業成果が広く社会に紹介できる事業 テーマは次のとおりです ・不登校や引きこもりに対応した取り組み ・家庭内暴力や虐待防止にむけた取り組み ・高齢者や障害者等の社会参加にむけた取り組み ・地域における安心・安全なまちづくりをすすめる取り組み ・法律や制度に該当しない福祉サービスの創出 ・災害時における要援護者の支援にむけた取り組み など	<b>事業実施に必要な経費</b> ・団体の運営経費（家賃、光熱水費、実費交通費、修繕費） ・研修や学習のための講師への謝金、旅費、食事代、宿泊費 ・器具、備品購入費（20万円以内） ・通信運搬費（郵便料、送金手数料、申請事業専用の電話料など） ・印刷製本費 ・消耗品費 ・原稿料（報告書、広報の原稿を外部に頼む場合） ・借料及損料（車輛借り上げ代、高速道路代、ガソリン代、会場使用料） ・保険料（申請事業のために加入する賠償責任保険や傷害保険料）	県内において活動しているボランティアグループ・当事者などで構成される市民団体であり、事業実施体制が整っている団体
<b>先駆的・モデル(重点)事業</b> に該当する事業で、新たに事業を創出する場合。	ただし、重点事業は、の経費に加え、施設整備経費を対象とする。	
<b>当事者活動</b> ・疾病・障害者や子育て中の親、高齢者などの当事者が中心となって、地域における生活の質を高める取り組み	・研修や学習のための講師への謝金、旅費、食事代、宿泊費 ・会議費 ・通信運搬費（郵便料、送金手数料、申請事業専用の電話料など） ・印刷製本費 ・消耗品費 ・原稿料（報告書、広報の原稿を外部に頼む場合） ・借料及損料（車輛借り上げ代、ガソリン代、高速道路代、会場使用料） ・保険料（申請事業のために加入する賠償責任保険や傷害保険料）	県内において活動している当事者団体
<b>ボランティアグループ等が市町村域を超えて取り組む事業</b> ・制度の狭間にある生活問題への取り組み ・調査研究や活動成果の普及、研修や学習、地域福祉活動の担い手づくりに関わる取り組み	・研修や学習のための講師への謝金、旅費、食事代、宿泊費 ・会議費 ・通信運搬費（郵便料、送金手数料、申請事業専用の電話料など） ・印刷製本費 ・消耗品費 ・原稿料（報告書、広報の原稿を外部に頼む場合） ・借料及損料（車輛借り上げ代、ガソリン代、高速道路代、会場使用料） ・保険料（申請事業のために加入する賠償責任保険や傷害保険料）	県内において活動しているボランティアグループ・当事者などで構成される市民団体であり、事業実施体制が整っている団体

同一事業についての応募は3年間を限度とし、申請及び審査は毎年行います。

裏面へつづく

## 2. 助成の対象とならない経費

次にあげるものは助成の対象とはなりません（先駆的・モデル事業は と を除く）

- 人件費、賃金
- メンバーに対する謝金、宿泊費
- 介護保険や支援費制度の経費と重複する経費
- 国や市区町村の助成、委託と重複する経費
- 既に終了した事業の経費
- その他、前述対象経費に該当しない経費
- 団体の運営経費
- 器具、備品購入費

## 3. 助成金額

助成金は、次に定める助成限度額の範囲において、1万円単位で申請するものとします

助成区分	助成限度額	自己資金の割合
先駆的・モデル事業	50万円（重点事業は、初年度のみ100万円）	助成対象事業費の3分の1以上の自己資金を要する
当事者活動 ボランティアグループ等が市町村域を超えて取組む事業	30万円	

## 4. 申請方法及び申請期限、可否の決定

助成申請額 15万円を超えるもの

	申請時期	決定時期
第1期	20年3月までの申請	19年5月末までに決定
第2期	20年7月までの申請	19年9月末までに決定
第3期	20年10月までの申請	19年12月末までに決定

助成申請額 15万円以内のもの

申請時期	決定時期
20年12月までの申請（毎月）	概ね1ヶ月以内に決定する。

提出された申請書等の書類は返却いたしません。

この助成金は、1年に1回のみ申請とします。

助成対象経費などご不明な点は事務局までご相談ください。

## 5. 申請書の入手方法

申請書は、原則として、直接面談のうえお渡しいたしますので、電話でご予約のうえ県民センターにお越しください。ご都合により来所が難しい場合はご相談ください。

## 6. 助成金の報告

助成金を受けた団体は当該事業を平成21年3月までに完了し、所定の報告様式により平成21年4月15日までに、神奈川県社協宛に報告書を提出していただきます。

## 7. 問合せ先・申請書の提出先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター12階）  
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 県民活動推進部ともしび運動推進担当  
電話 045-312-1121（内線3201～3205） FAX 045-312-6307  
メール [tomosibi@jinsyakyo.or.jp](mailto:tomosibi@jinsyakyo.or.jp)

